

国土を防衛することは、国民の最大の義務ではないか。

尖閣防衛のために、陸上自衛隊の駐屯地を直ちに建設し、駐屯させるにはどうすればよいか。魚釣島を不沈空母にすべく要塞化するにはどうすればよいか。

中国の公船や軍艦あるいは軍人による不法行為を排除するにはどうすればよいか。陸海空の自衛隊の出動を可能にするにはどうするのか。これらを可能にするための憲法の改正・自衛隊法の改正をどうするのか。

これらのことが国会で真剣に議論され憲法と自衛隊法の改正を速やかに断行しなければ、尖閣は守れないのではないのか。このような議論が国会で堂々となされていなければならない。それをさせるのは、国家の主権者である国民、我々自身ではないか。

その為に、先ず自分自身の中に「国体精神・国家理念」を呼び戻すことから始めよう。その時、運動へのエネルギーが内から湧々と湧き出でて来るであろう。

それは「天壤無窮の神勅」に明らかである。



9月22日上越市。会場の様子

天壤無窮の神勅
葦原千五百秋之瑞穂国、是吾子孫可レ王之
地也。宜爾皇孫、就而治焉。行矣。寶祚之隆、
当与天壤無窮者矣。

我が日本は天照大神の靈統を継ぐ皇男子
孫が万世一系の皇位を継承し統治（知ろし
めす）すべき国である。寶祚（あまつひつぎ
皇位）のみ榮えと日本国家の隆昌は天地が
永遠であるように窮（きわ）まることはな
い。

この固有の国体・国家理念は、明治憲法
第一条、第四条に示されている。

大日本帝国憲法

第一条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統
治ス

第二条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男
子孫之繼承ス

第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第四条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ總攬シ
此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ

更に皇室典範第一条に示されている。

皇室典範

第一条 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男
系ノ男子之ヲ繼承ス

これらにより、日本国家の骨格は定まっているのである。

この神勅の正しさは完璧であり、永遠に生き続けるのである。この神勅への確信を更に強固にし、憲法改正という大事業に挑戦して行こう。

伊藤哲夫氏は9条に自衛隊を書き入れる加憲論について、

その趣旨は「国家の安全と独立のために、我々日本国民は国民の意思をもって、自衛隊を保持する」という規定を加える、というものだ。この時、はじめて国家の独立というものが、国民の意識に入る。そして本当の安全保障の議論も始まる。長い間、国家忘却の時代が続いた。憲法に自衛隊を明記して、日本国民が独立と主権を守る。自衛隊によりこの国を守るとすることにより、初めてこの日本は空想的平和主義を超え、日本国民が自らの意思で支える国となるのだ。

とその意義を説明してくれた。

いよいよ、国会発議そして国民投票だ。国民投票勝利の暁には、全国津々浦々で、国旗を打ち振り、万歳の声が連呼されるであろう！

その光景を思い描いて、歓喜勇躍、勝利に向って驀進し、猛進していくことを改めて心に誓ったのである。

以上